

防災街区整備地区計画の届出チェックリスト

対象 エリア	制限事項	計画内容	チェック
共通 事項	建築物の構造に関する防火上必要な制限 * ()は幹線道路沿道地区		☐
	階数4(3)以上または延床面積500(100)㎡超	☐ 耐火建築物	
	上記以外の建築物	☐ 準耐火建築物	
	建築物の敷地面積の最低限度		☐
	住居地区	☐ 60㎡以上	
	上記以外の地区	☐ 55㎡以上	☐
	垣又はさくの構造の制限 道路に面する部分の垣・さくは、生垣またはフェンスとする。ブロック塀に類するものを設ける場合は、高さ60cm以下とする。	☐ 設置なし	
		☐ 生垣またはフェンス	
		☐ 60cm以下のブロック塀	
	建築物等の用途の制限 風営法第2条第6項各号及び第9項に規定する営業の用に供するものは禁止	用途	☐
	建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限 外壁及び屋根などは地区の環境に調和したものとする。	外壁色	☐
		屋根色	
地区 防災 道路 沿い	建築物等の高さの最低限度 5m以上	()m ≥ 5m	☐
	間口率の最低限度 7/10以上 * 間口率を満たす部分は、地区防災道路の道路面から高さ5mの範囲は、空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とする。	$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{地区防災道路に面する建築物の水平投影長さ} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{地区防災道路に接する敷地の長さ} \end{array} \right)} = \frac{()m}{()m} \geq \frac{7}{10}$	☐
地区 幅6m未満の 防災道路沿い	壁面の位置の制限 地区防災道路の中心から建築物までの距離は3m以上とする。		☐
	工作物の設置の制限 地区防災道路の中心から3mの壁面後退区域は歩道状空間とし、塀や自動販売機などの工作物を設置しない。		☐